

久留米市生活排水処理基本構想

平成20年8月

久留米市

目 次

1 基本構想策定の目的	2
2 久留米市の現状と将来像	3～ 4
3 生活排水処理事業の種類と特徴	5～ 6
4 現在までの汚水処理構想	7～ 8
5 基本構想の策定	9
(1)集合処理・個別処理区域の設定	10～14
(2)集合処理区域の事業手法の検討	15～20
(3)事業手法の決定	21～23
(4)整備目標の設定	24～26
6 今後の生活排水処理事業の推進にあたって	27

1 基本構想策定の目的

久留米市は、平成17年2月の広域合併により人口30万人を超え、「水と緑の人間都市」を基本理念に、市民と行政の協働による「個性・魅力・活力ある中核都市くるめ」を目指してまちづくりを進めています。

市では、豊かな生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たす生活排水処理を、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業の三つの手法により推進しており、平成19年度末における^{※1}生活排水処理人口普及率は81.2%となっております。

しかしながら、生活排水処理施設整備への市民ニーズは依然として高く、計画的な整備が求められています。

市では、合併前に各市町で策定された「汚水処理構想」に沿って事業をこれまで推進してきましたが、今後、新市としての一体的な整備を図っていくためには、新たな汚水処理構想が必要となります。

したがって、^{※2}新市建設計画等も踏まえた中で、新市としてのスケールメリットを生かした効率的で計画的な生活排水処理事業の推進を図っていくため、『久留米市生活排水処理基本構想』を策定しました。

※1 生活排水処理人口普及率

総人口に対して下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽を利用することのできる人口の割合
生活排水処理人口普及率(%) = 生活排水処理人口 ÷ 住民基本台帳人口 × 100

※2 新市建設計画

合併市の建設を総合的かつ効果的に推進するための事業計画

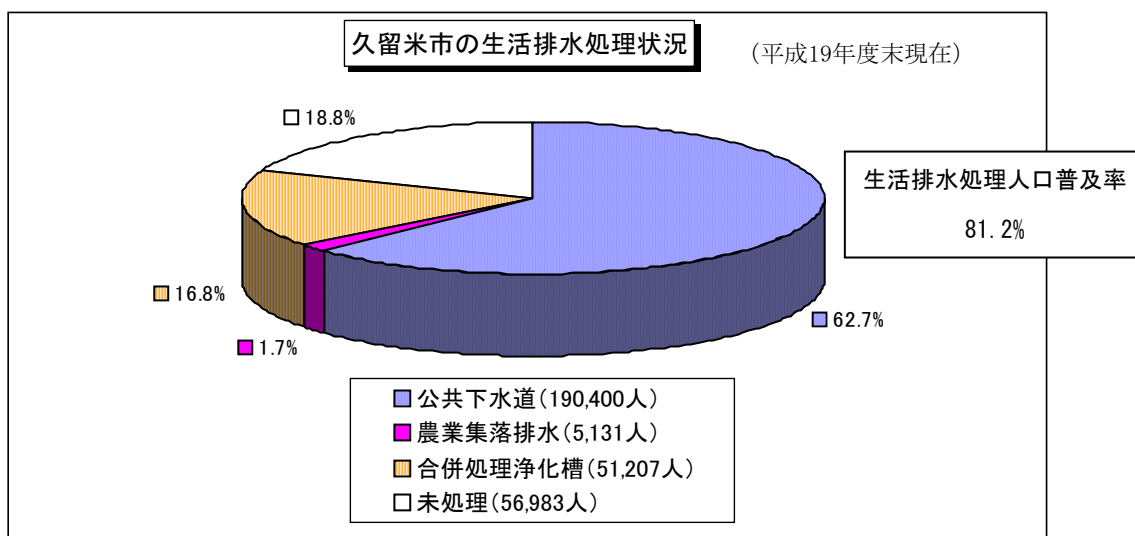
2 久留米市の現状と将来像

(1) 市の現状

- 1) 行政面積・・・22,984ha
- 2) 行政人口・・・303,721人（平成20年4月1日現在：住民基本台帳から）
- 3) 生活排水処理事業の進捗状況

久留米市における生活排水処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業により実施しています。

現在までの進捗状況は以下のとおりです。



①公共下水道事業

公共下水道事業は、平成19年度末現在で3,795haの整備を完了しており、
 ※³公共下水道人口普及率は62.7%です。

整備状況（平成19年度末現在）

地区名	処理区	整備面積	整備人口	処理能力
久留米	津福	1,766 ha	94,800人	61,860m ³
	南部	1,959 ha	92,800人	40,780m ³
田主丸	田主丸	70 ha	2,800人	2,100m ³
計		3,795 ha	190,400人	104,740m ³

※³ 公共下水道人口普及率

総人口に対して公共下水道を利用することのできる人口の割合

$$\text{公共下水道人口普及率 (\%)} = \text{公共下水道処理人口} \div \text{住民基本台帳人口} \times 100$$

②農業集落排水事業

農業集落排水事業は、4地区で整備が完了し、供用開始を行っています。

整備状況（平成19年度末現在）

地区名	整備面積	整備人口	
田主丸	三明寺・善院地区	31.7ha	910人
	柴刈地区	59.5ha	2,380人
北野	赤司地区	25.3ha	1,040人
	南部地区	21.5ha	801人
計	(4地区)	138.0ha	5,131人

③合併処理浄化槽事業

合併処理浄化槽事業は、合併処理浄化槽の設置を促進するため、設置者に対して補助制度（個人設置型）を実施しており、平成19年度末までの整備状況は下表のとおりです。

なお、城島地区では、平成13年度からは市町村設置型に移行しています。

整備状況（平成19年度末）

地区名	事業開始年度	設置基数
久留米	平成2年度	3,295基
田主丸	平成2年度	1,482基
北野	平成3年度	1,503基
城島	平成元年度	1,579基
三瀧	昭和63年度	2,481基
計		10,340基

※城島地区については、市町村設置型778基を含む。

(2) 市の将来像

1) 総合計画

平成18年6月に策定した久留米市新総合計画第2次基本計画においては、生活排水処理事業を戦略事業として位置付け、「平成26年度までに生活排水処理人口普及率を90%にする」としています。

2) 将来人口

久留米市新総合計画第2次基本計画では、将来計画人口を平成26年度で310,000人（推計）としています。

生活排水処理の施設計画においては、ピーク時を考慮する必要があるため、本基本構想での計画人口は、新総合計画との整合を図り、平成39年度の計画人口を310,000人と設定します。

3 生活排水処理事業の種類と特徴

(1) 事業の種類

区 分	公共下水道事業	農業集落排水事業	合併処理浄化槽事業	
所轄官庁	国土交通省	農林水産省	環境省	
目 的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する	農業集落における農業用排水路の水質保全及び機能維持と農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	公共用水域等の水質の保全等の観点から、し尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。	
根拠法等	下水道法	農業集落排水循環統合補助事業等	浄化槽法、建築基準法	
			浄化槽設置整備事業（個人設置型）	浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）
対象地域	主として市街地	農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む。）内の農業集落	公共下水道事業の認可区域及び農業集落排水の事業採択地区以外の区域	公共下水道事業の計画区域及び農業集落排水の事業採択地区以外の区域
対象人口	特になし	受益戸数が概ね20戸以上 原則として概ね1,000人以下	特に制限なし	事業年度内に20戸以上整備

(2) 事業の特徴

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合併処理浄化槽事業
事業計画 (実施)	法律に基づき市で計画するため広範囲に事業可能。	事業可能範囲が限定され、その実施に際しては関係者全員の同意が必要。	個人の意向により設置されるため、計画的な整備促進は困難。
供用開始時期	処理場周辺の地域では、比較的早く供用開始できるが、処理場より離れた上流部においては供用開始が遅くなる。	小規模な集落単位での建設になるため、比較的供用開始が早い。(事業採択から5~6年程度)	各戸単位での設置であり施工期間が短いため、速やかな供用開始が可能。
処理の対象	生活排水及び事業場排水。(工場排水等)	生活排水のみ。	生活排水のみ。
処理場用地	広い処理場用地が必要。	集落付近に処理場用地が必要。	処理場用地は不要。(個人敷地内に浄化槽を設置するスペースが必要)
汚泥処理	汚水処理と一体的に汚泥処理も行う。	公共下水道事業に同じ。(規模によって別途汚泥処理施設が必要)	別途汚泥処理施設が必要。
河川への影響	処理場から河川下流に放流するため、区域内河川の水量は減少。	処理場から放流するが、区域内で再利用するため河川への影響は少ない。	処理水を近接河川へ放流するため、河川の水量確保が可能。
建設費 (一戸当)	建設コストが高い。	公共下水道事業に比べ建設コストは割高。	建設コストが低い。
耐用年数	耐用年数が高い。(管渠72年、処理場33年)	公共下水道事業に同じ。	耐用年数が他の事業に比べ短い。(浄化槽26年)
維持管理費	一元管理による効率的な維持管理が可能となり、その費用も割安。	基本的に公共下水道事業と同じだが、受益戸数が少ないため、公共下水道事業に比べ割高。	1基毎に管理するため、他の事業に比べ割高。
備考	整備過渡期においては、公債費や維持管理費等の費用負担が課題となる。繰入金による一般会計負担は、財政を圧迫し、自治体負担が大きくなる。繰入金による費用負担をしない場合は、使用料が高騰し、使用者負担が大きくなる。	基本的に公共下水道事業(左記)に同じ。 補助対象範囲が広いため財源効率が良い。	合併処理浄化槽事業には、個人設置型と市町村設置型があり、個人設置型は建設費が全て設置者負担となるため公債費が生じない。(一部自治体の補助金がある。)市町村設置型では、公債費は建設コストに合わせ発生する。
特徴	家屋が密集した市街地や集落などに適している。	農業振興地域内の集落などが対象である。	家と家との間が離れている場合に適している。

□ 公債費…下水道整備などの特定の歳出に充てるため、地方自治体が国などから借入れる資金(借入)を「地方債」といい、この地方債借入に係る元利償還金(下水道事業債は28年または30年償還)を「公債費」という。

4 現在までの汚水処理構想

(1) 汚水処理構想の概要

現在までの汚水処理構想は、合併前の旧市町により策定しており、その概要は下表のとおりです。

旧市町名	公共下水道事業	農業集落排水事業	合併処理浄化槽事業	
			個人設置型	市町村設置型
久留米	○	○	○	
田主丸	○ <small>*4 特定環境保全公共下水道</small>	○	○	
北野	○	○	○	
城島				○
三瀨			○	

※4 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあつては、既成市街地及びその周辺区域）以外の区域において設置されるもの

(2) 汚水処理構想の内容

下表は、旧市町毎の各事業の整備計画です。

1) 公共下水道事業

旧市町名 項 目	久留米市						田主丸町	
	全体計画			認可計画			全体計画	認可計画
	津福	南部	(計)	津福	南部	(計)	田主丸	田主丸
計画目標年次	平成32年度			平成22年度			平成34年度	平成22年度
計画処理区域 (ha)	1,850	2,990	4,840	1,791	2,396	4,187	398	108
計画処理人口 (人)	112,900	158,500	271,400	101,700	126,800	228,500	16,500	4,500
排除方式	分流式			同 左			分流式	同 左

旧市町名 項 目	北野町						三潯町
	全体計画			認可計画			基本構想(案)
	津福	南部	(計)	津福	南部	(計)	三潯
計画目標年次	平成32年度			平成22年度			—
計画処理区域 (ha)	38	445	483	28	106	134	439.3
計画処理人口 (人)	1,670	17,690	19,360	1,400	3,800	5,200	16,006
排除方式	分流式			同 左			分流式

注：三潯町は平成16年12月検討の基本構想（案）の数値を示す。

2) 農業集落排水事業

旧市町名 地 区 名	久留米市				北野町		
	糠川・合衆・常持	荒木・今	黒土	(計)	赤司	南部	(計)
区分	計画	計画	計画	—	供用済	供用済	—
計画処理区域 (ha)	53.0	11.0	13.0	77.0	25.3	21.5	46.8
計画処理人口 (人)	2,380	400	180	2,960	1,410	1,280	2,690

旧市町名 地 区 名	田主丸町			
	三明寺・善院	柴刈	富本・隈	(計)
区分	供用済	供用済	計画	—
計画処理区域 (ha)	31.7	59.5	28.0	119.2
計画処理人口 (人)	1,490	3,360	1,000	5,850

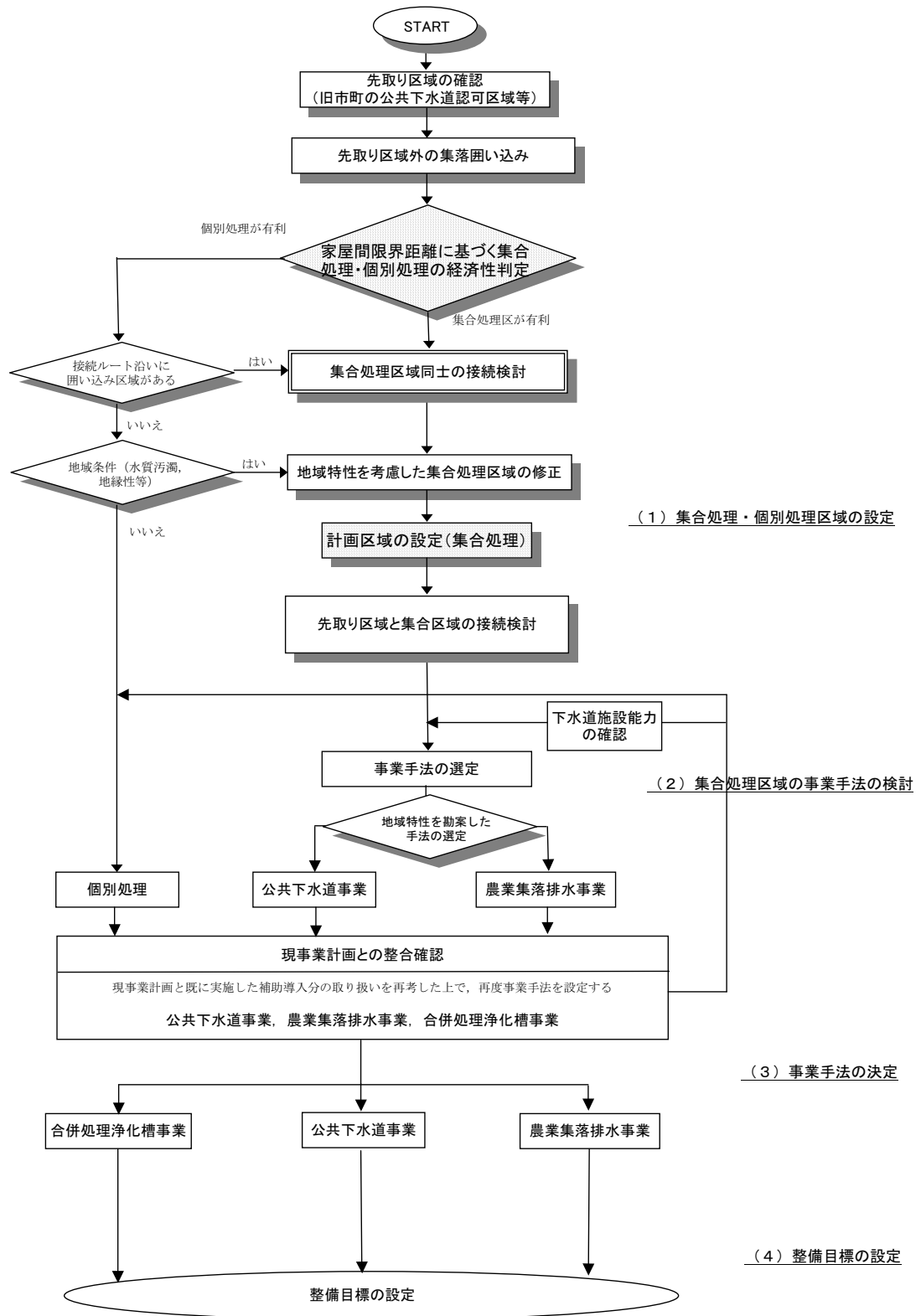
3) 合併処理浄化槽事業

旧市町名 種 別	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潯町
	個人設置型	個人設置型	個人設置型	市町村設置型	個人設置型
計画処理戸数 (戸)	520	※160	91	※3,736	149
計画処理人口 (人)	1,640	560	200	12,704	494

注：三潯町は計画人口より平成16年12月検討の基本構想（案）公共下水道事業分を差し引いたものである。
※は計画処理人口を1世帯当たり人口で割り戻した戸数である。

5 基本構想の策定

新市としての基本構想の策定については、次のフローにより実施します。



(1) 集合処理・個別処理区域の設定

ここでは、久留米市全域を集合処理（公共下水道事業又は農業集落排水事業）区域と個別処理（合併処理浄化槽事業）区域に区分けします。

1) 先取り区域の設定

先取り区域とは、集合処理を行うことが合理的な区域で、事業の実施が認められた公共下水道・特定環境保全公共下水道事業区域と既に実施済みの農業集落排水事業区域とします。

①事業の実施が認められた（認可）公共下水道事業

- ・久留米市津福処理区、南部処理区
- ・北野町津福処理区、南部処理区

②事業の実施が認められた（認可）特定環境保全公共下水道事業

- ・田主丸町田主丸処理区

③実施済みの農業集落排水事業

- ・田主丸町三明寺・善院地区、柴刈地区
- ・北野町赤司地区、南部地区

以上の区域は、次図【先取り区域図】のとおりです。

【先取り区域図】

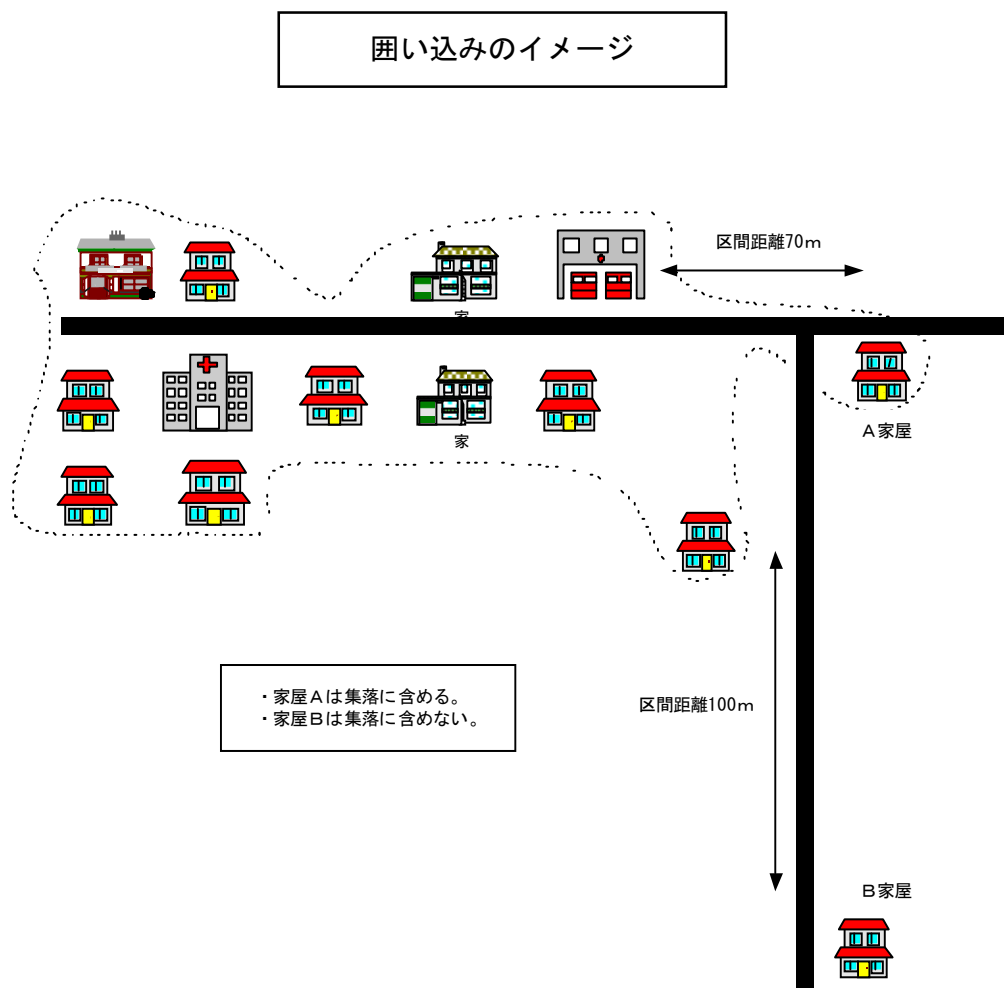
※別図1 **【先取り区域図】** をご覧ください

2) 先取り区域外の集落囲い込み

先取り区域外の集落について、集合処理が有利か個別処理が有利かを判定するために囲い込みを行います。

1つの家屋を集落に囲い込むか否かを判定するため、「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル」に基づき、^{※5}家屋間限界距離を設定します。

その結果、家屋間限界距離は70mとなります。



※5 家屋間限界距離

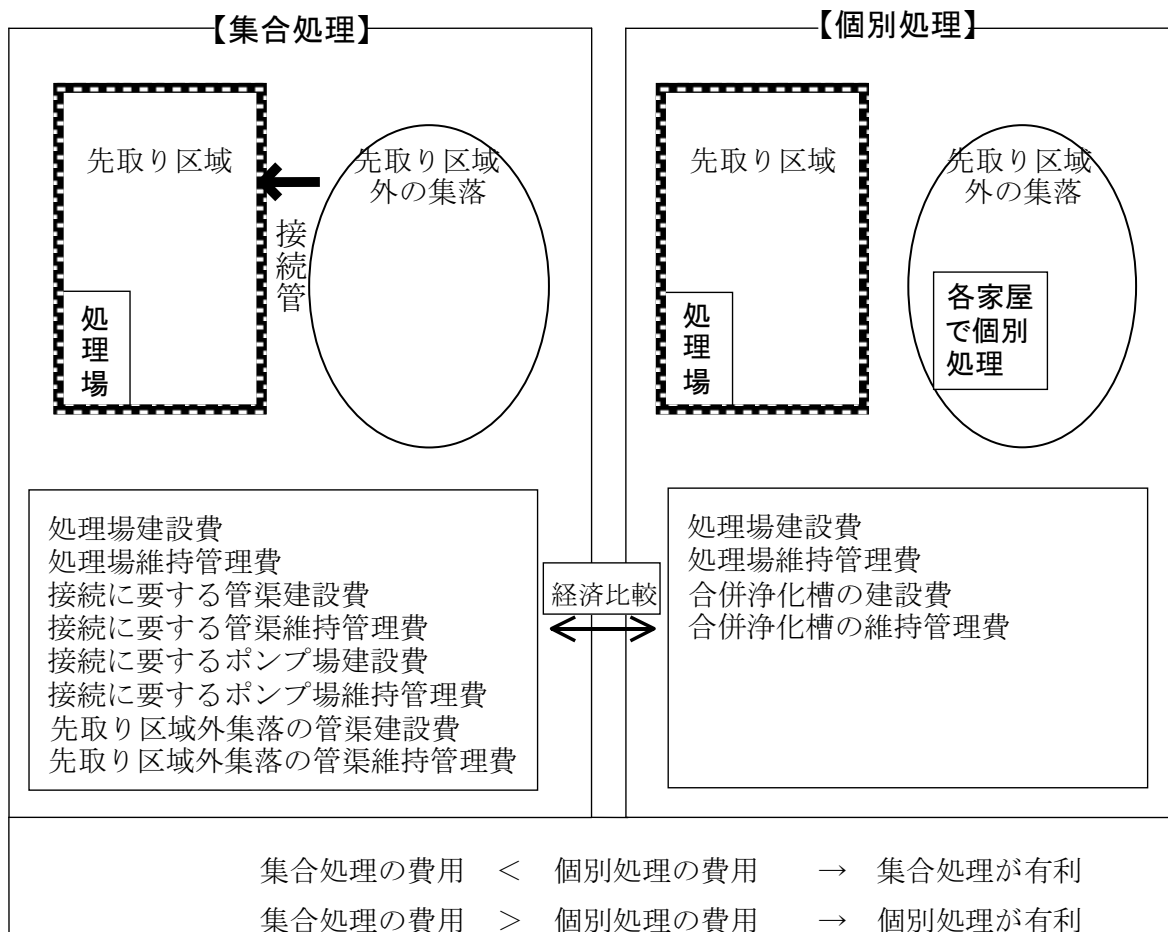
1戸の家屋を隣接する集合処理区域に接続した場合に、接続に要する費用と1戸の家屋を合併浄化槽とした場合の費用が同程度となる時の下水道管の延長

3) 処理区域の設定

囲い込みをした集落について、集合処理が有利か個別処理が有利かを下図に基づいて判定します。

先取り区域と接続し集合処理する費用より、各戸で個別処理する費用が上回る場合は、集合処理の方が有利と判定します。

逆に、先取り区域と接続し集合処理する費用より、各戸で個別処理する費用が下回る場合は、個別処理の方が有利と判定します。



以上により、集合処理（公共下水道事業または農業集落排水事業）区域と個別処理（合併処理浄化槽事業）区域の区分けが完了し、その結果は次図【処理区域図】のとおりです。

【処理区域図】

※別図2 【処理区域図】 をご覧ください

(2) 集合処理区域の事業手法の検討

1) 農業集落排水事業候補地の選定

集合処理区域内において、農業集落排水事業の候補地を選定します。
選定する候補地は以下のとおりです。

(ア) 合併前の計画で、農業集落排水事業での事業実施を予定していた区域

- ①荒木・今地区
- ②黒土地区
- ③蜷川地区
- ④合楽・常持地区
- ⑤富本・隈地区

(イ) 農業振興地域で、地形等（河川分断を含む）の条件により単独処理場を建設することが有利と想定される区域

- ⑥西郷地区
- ⑦福光・生岩地区
- ⑧清松・壺町原地区
- ⑨西青木地区
- ⑩江上地区

選定した10候補地は、次図【農業集落排水事業候補地位置図】のとおりです。

【農業集落排水事業候補地位置図】

※別図3 【農業集落排水事業候補地位置図】 をご覧ください

2) 農業集落排水事業候補地の判定

選定した10箇所において、農業集落排水事業の採択要件と経済性について検証します。

(ア) 採択要件の検証

候補地において、農業集落排水事業の採択要件について検証します。
候補地の基礎となるデータは下表のとおりです。

各候補地基礎データ

No.	地区名	戸数 (戸)	人口 (人)	面積 (ha)
①	荒木・今地区	160	400	11.0
②	黒土地区	80	180	13.0
③	蜷川地区	230	580	14.0
④	合楽・常持地区	720	1,800	42.7
⑤	富本・隈地区	285	1,000	28.0
⑥	西郷地区	163	571	19.4
⑦	福光・生岩地区	366	1,208	26.1
⑧	清松・壺町原地区	262	864	25.5
⑨	西青木地区	169	575	11.4
⑩	江上地区	204	694	23.1

農業集落排水事業の主な採択要件について、次表のとおり判定しました。
その結果、選定した10箇所の候補地のうち、現状で農業集落排水事業の採択要件を満たしている地区は、蜷川、富本・隈、西郷の3地区となりました。

農業集落排水事業採択判定表

チェック項目		1	2	3	4	5	6	7	判定
		対象地域	対象戸数	処理対象人口	農業後継者の定住促進が期待できる(農家状況など)	農業生産基盤整備事業の実施状況	下水道事業との離隔	農集事業としての経済性、効率性	
採択要件		農業振興地域内の農業集落であること	20戸以上の受益戸数があること	処理対象人口が概ね1,000人以下であること ※処理対象人口が1,000人以上でも、関係部局間で調整を行えば実施可能	・処理対象戸数に対する農家戸数の割合が50%以上である	農業集落排水事業計画区域内において、農業生産基盤整備事業を実施していること	下水道と農集排の処理場間の距離が概ね2km以上であること	A)1戸当りの事業費が800万円以下 B)1戸当りの管路延長が60m以下	
①	荒木・今	農業振興地域	160戸	400人	34%	未実施	3.0km	A)264万円 B)25 m	×
		○	○	○	×	×	○	○	
②	黒土	農業振興地域	80戸	180人	46%	未実施	5.2km	A)286万円 B)26 m	×
		○	○	○	×	×	○	○	
③	蟻川	農業振興地域	230戸	580人	53%	実施済み	4.8km	A)194万円 B)17 m	○
		○	○	○	○	○	○	○	
④	合楽・常持	農業振興地域	720戸	1,800人	31%	実施済み	4.0km	A)178万円 B)17 m	×
		○	○	○※	×	○	○	○	
⑤	富本・隈	農業振興地域	285戸	1,000人	73%	実施中	2.7km	A)295万円 B)28 m	○
		○	○	○	○	○	○	○	
⑥	西郷	農業振興地域	163戸	571人	50%	実施中	3.3km	A)302万円 B)27 m	○
		○	○	○	○	○	○	○	
⑦	福光・生岩	農業振興地域	366戸	1,208人	26%	実施済み	4.0km	A)178万円 B)22 m	×
		○	○	○※	×	○	○	○	
⑧	清松・壺町原	農業振興地域	262戸	864人	31%	実施済み	3.3km	A)318万円 B)32 m	×
		○	○	○	×	○	○	○	
⑨	西青木	農業振興地域	169戸	575人	16%	実施済み	7.5km	A)270万円 B)23 m	×
		○	○	○	×	○	○	○	
⑩	江上	農業振興地域	204戸	694人	20%	実施済み	5.6km	A)342万円 B)34 m	×
		○	○	○	×	○	○	○	

※チェック項目の1、2は採択の必須条件であり、その他の項目についても全てを満足することが原則である。

(イ) 経済性の検証

各候補地において、地区別に処理場を建設する農業集落排水事業で実施する場合と、公共下水道事業へ接続する場合の事業費を比較することにより、経済性について検証します。

その結果、次に示すとおり全ての候補地において、公共下水道での事業実施が有利となりました。

事業費比較表

No.	区 域	戸 数 (戸)	人 口 (人)	面 積 (ha)	区域内 管渠延長 (m)	公共下水道へ接続		農集事業費 (単独) (千円/年)	公共下水道 事業費 (千円/年)	備 考
						接続延長 (m)	マンホールポンプ (基)			
ア) 現計画での農業集落排水事業区域										
①	荒木・今地区	160	400	11.0	3,953	2,000	1	12,790	8,621	
									○	
②	黒土地区	80	180	13.0	2,077	170	1	7,598	4,265	
									○	
③	蜷川地区	230	580	14.0	3,806	1,200	1	14,642	8,183	
									○	
④	合楽・常持地区	720	1,800	42.7	12,420	600	0	34,115	24,091	【公共下水道接続に中継ポンプ場を増設】
									○	
⑤	富本・隈地区	285	1,000	28.0	8,090	100	1	23,344	14,437	
									○	
イ) 新規候補地										
⑥	西郷地区	163	571	19.4	4,439	80	1	15,258	9,254	
									○	
⑦	福光・生岩地区	366	1,208	26.1	8,223	76	1	25,172	16,083	
									○	
⑧	清松・壺町原地区	262	864	25.5	8,295	161	1	22,402	14,595	
									○	
⑨	西青木地区	169	575	11.4	3,942	700	1	14,741	9,142	
									○	
⑩	江上地区	204	694	23.1	6,868	1,210	1	19,222	13,458	
									○	

※農集事業費，公共下水道事業費は処理場建設費，面整備費，維持管理費の年価換算値である。

(3) 事業手法の決定

経済性では、すべての候補地において、公共下水道での事業実施が有利という結果となりました。

しかし、事業手法を決定するにあたっては、経済性だけではなく、今までの取り組み状況、事業特性や地域特性等を含めた総合的な判定を行いました。

その結果、次表に示すとおり富本・隈地区、西郷地区の2地区を、農業集落排水事業の実施区域としました。

No.	区 域	採択判定	経済性判定	総合判定	総合判定理由
農業集落排水事業の候補地					
①	荒木・今地区	×	公共	公共	・農集事業の採択要件を満足していない。
②	黒土地区	×	公共	公共	同 上
③	蛭川地区	○	公共	公共	・旧農集計画地区（蛭川・合楽・常持）の一部であるが、地元調整等の具体的な取り組みは未実施である。 ・合楽・常持地区と同一校区内という地域性があるため、同一事業で実施することが望ましい。
④	合楽・常持地区	×	公共	公共	・農集事業の採択要件を満足していない。
⑤	富本・隈地区	○	公共	農集	・合併前に農集計画地区として政策決定され地元調整に取り組んでいた経緯があり、早期整備の要望も高い。 ・現在実施中の農業生産基盤整備区域の非農用地内（西郷地区隣接地）に処理場予定地の検討を行っている。
⑥	西郷地区	○	公共	農集	・合併前に富本・隈地区の農集事業に加わる事が地区総会で決議されており、住民の同意書を添えた陳情がなされている。 ・富本・隈地区の処理場予定地に隣接し、また、同一校区内という地域性があるため、同一事業とすることが望ましい。
⑦	福光・生岩地区	×	公共	公共	・農集事業の採択要件を満足していない。
⑧	清松・壱町原地区	×	公共	公共	同 上
⑨	西青木地区	×	公共	公共	同 上
⑩	江上地区	×	公共	公共	同 上

これまでの検討により、本基本構想は下表のとおりとしました。

現況人口：平成20年4月1日現在

事業名	戸数 (戸)	人口		面積 (ha)
		現況 (人)	将来 (人)	
公共下水道事業	112,670	285,754	292,000	6,413
農業集落排水事業	1,863	6,702	6,700	185
合併浄化槽事業	3,782	11,265	11,300	16,386
計	118,315	303,721	310,000	22,984

(注) 現況については、未処理人口(56,983人)を含む。

【久留米市生活排水処理基本構想図】は次のとおりです。

【久留米市生活排水処理基本構想図】

※別図4 【久留米市生活排水処理基本構想図】をご覧ください

(4) 整備目標の設定

整備目標については、生活排水処理事業の事業優先度や市の財政状況等を検証し設定します。

1) 上位計画及び市民意識

①事業の優先度

久留米市新総合計画〔第2次基本計画〕では、都市づくりの目標の中で『生活排水処理人口普及率を、平成16年度の74%から平成26年度までに90%にする』、『市民満足度調査中の生活排水処理の整備に対する不満・やや不満と答えた人の割合を35.9%から平成26年度までに20%以下にする』という二つの指標を設定しています。

新市建設計画では、安全で快適な都市基盤・生活基盤の整備の中で、特に生活道路と上下水道は、快適な都市生活を支える根幹施設であることから、積極的な整備が求められています。

具体的には、主要施策・事業として『生活環境の改善と水質保全を図るために、新市全体の効果的・効率的な生活排水処理を目的に、地域特性に応じた事業を計画的に推進する』としています。

次に、平成19年度市民意識調査では、行政施策の重要度・満足度の部門で、重要度では第5位（H18年度第4位）、満足度では第7位（H18年度第8位）、特に力を入れて欲しいことの部門では11番目にランクされています。

このように、久留米市の上位計画や市民の意識調査からも、生活排水処理事業は重要な位置付けがなされており、今後も計画的な整備推進を図る必要があると考えます。

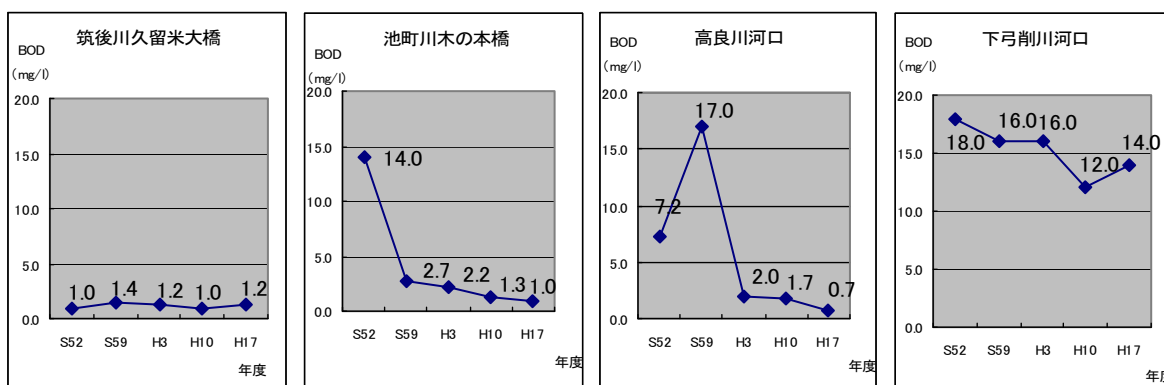
②環境の保全

『久留米市の環境』で、市内の4つの代表的な河川の水質について報告しています。

その中で、市街地を流域とする池町川、高良川等では、公共下水道の整備進捗に応じて河川の水質が大幅に改善しています。

一方、現在、公共下水道整備中で未供用地を多く抱える下弓削川では、依然として河川の水質が悪い状況です。

このように、環境の保全を図るためにも、生活排水処理事業の整備推進が必要と考えます。



※BOD（生物化学的酸素要求量）

微生物によって水中の有機物が酸化・分解される際に消費される酸素の量をmg/lで表したもので、その値が大きければ有機物が多く、水質汚濁の度合いが高いことを意味します。一般的に河川水質基準として使われます。

※環境基準点は、筑後川瀬ノ下でBOD：2mg/l、高良川河口でBOD：5mg/lとなっています。

2) 生活排水処理事業の財政状況

平成20年度各事業予算額

下水道事業 : 143億3,800万円

農業集落排水事業 : 2億0,000万円

特定地域生活排水事業 : 2億6,100万円

H18年度 市の決算状況

	歳入	歳出
下水道事業(特定環境保全公共下水道を含む)	109億5,494万円	107億2,435万円
農業集落排水事業	1億9,972万円	1億7,484万円
特定地域生活排水処理事業	2億7,131万円	2億3,483万円

H18年度 市債の状況

	H19.3.末現在高
下水道事業(特定環境保全公共下水道を含む)	493億2,990万円
農業集落排水事業	17億6,885万円
特定地域生活排水処理事業	4億6,250万円

3) 目標の設定

①公共下水道事業

これまでの整備実績及び市の財政状況を考慮した今後の事業量を想定し、整備目標を設定します。

公共下水道整備計画

年度	建設事業費 (百万円)	普及率 (%)	整備面積 (ha)	備考
～H18	128,342	59.1	3,622	決算資料から
H19～H23	28,962	71.6	697	下水道経営健全化計画から
H24～H28	23,359	77.2	544	
H29～		93.4	1,550	

公共下水道整備計画では、市街化区域整備完了を平成23年度としています。また平成24年度以降、毎年度100～110ha程度の整備を実施し、公共下水道事業については、平成45年度の事業完了を目標とします。

②農業集落排水事業

農業集落排水事業については、今回の選定により富本・隈地区及び西郷地区を計画しています。

これらの地区は、地域性や経済性等を考慮した中で、処理場を集約し一つの事業地区として整備します。

今後、事業採択に向けた環境整備を行い、農業集落排水事業については、平成30年度までの事業完了を目標とします。

③合併処理浄化槽事業

合併処理浄化槽事業については、個人の申請に基づき実施されるため、事業完了時期の設定は難しいことから、当面、公共下水道事業完了予定の平成45年度を目標に推進します。

以上の3事業の整備目標から、本構想では『平成45年度までに、生活排水処理人口普及率を100%にする』を目標として設定しています。

6 今後の生活排水処理事業の推進にあたって

市は、今回策定したこの基本構想に基づき、生活排水処理事業の効率的、計画的な推進に努めてまいります。

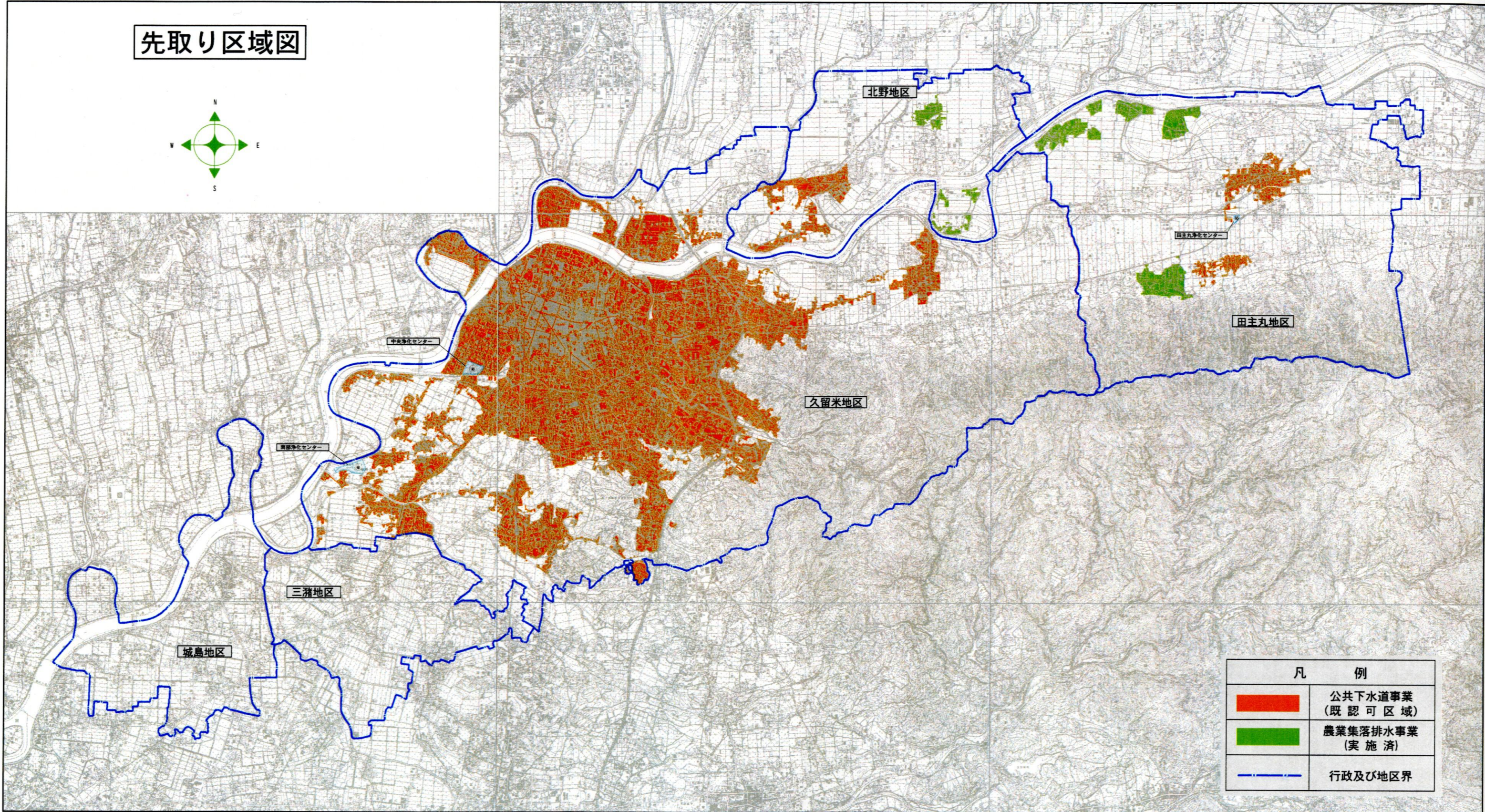
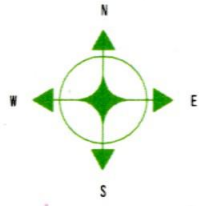
事業の実施にあたっては、




- ① 時代背景に応じた計画の見直し
- ② 各事業における弾力的運用
- ③ 財源の確保
- ④ 維持管理の効率化
- ⑤ 経営の安定化

等を念頭において取り組んでまいります。

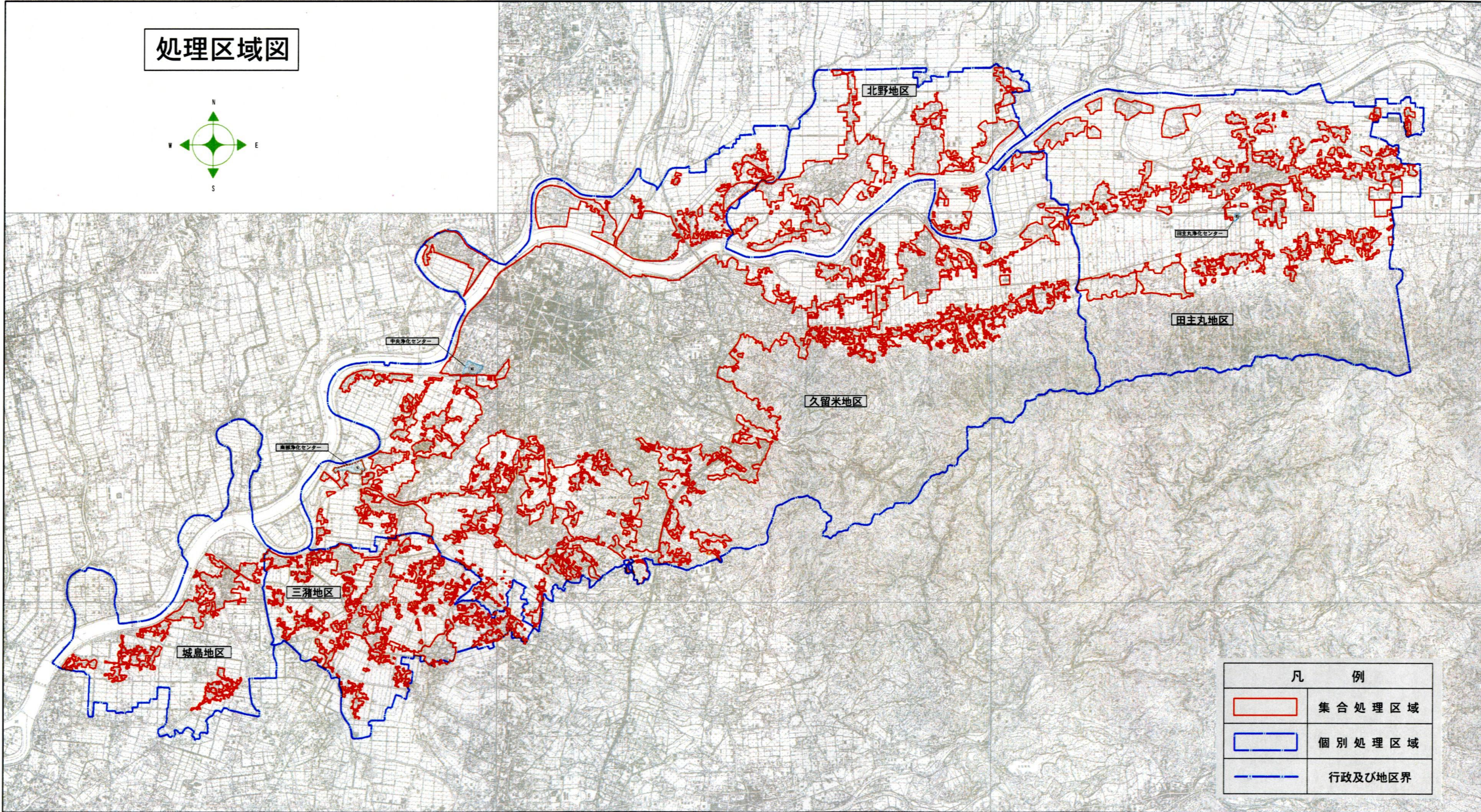
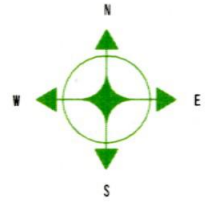
今後、生活排水処理事業の持つ役割と整備の必要性に対する理解を深めるために、広報活動や地元説明会等に積極的に取り組み、市民と行政一体となった協働の都市づくりを進めていきます。

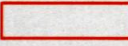
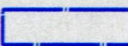

先取り区域図



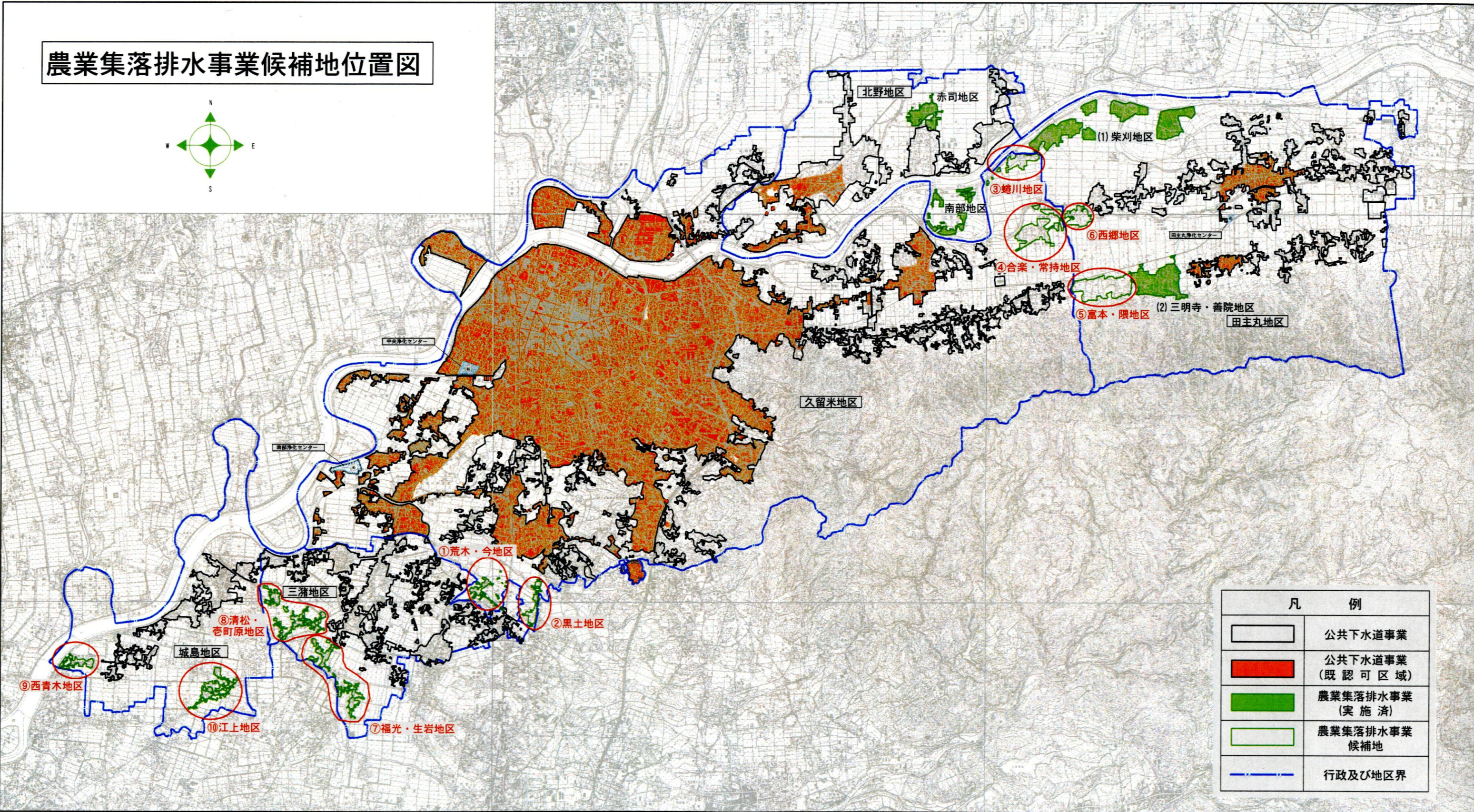
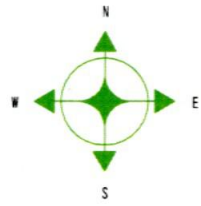
凡 例	
	公共下水道事業 (既認可区域)
	農業集落排水事業 (実施済)
	行政及び地区界

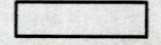


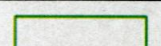
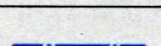
処理区域図



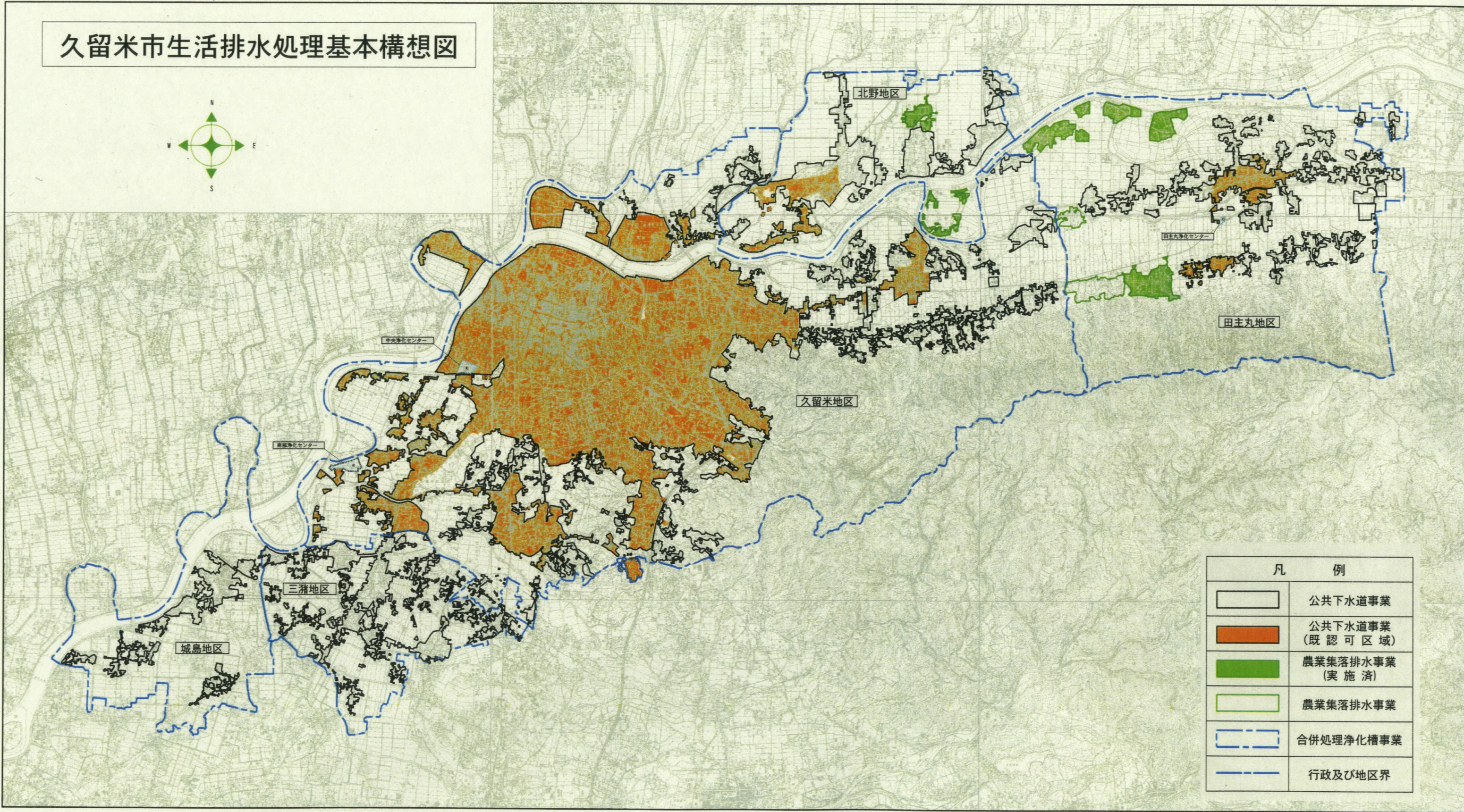
凡 例	
	集合処理区域
	個別処理区域
	行政及び地区界

農業集落排水事業候補地位置図



凡 例	
	公共下水道事業
	公共下水道事業 (既認可区域)
	農業集落排水事業 (実施済)
	農業集落排水事業 候補地
	行政及び地区界

久留米市生活排水処理基本構想図



凡 例	
	公共下水道事業
	公共下水道事業 (既認可区域)
	農業集落排水事業 (実施済)
	農業集落排水事業
	合併処理浄化槽事業
	行政及び地区界